

令和8年度上山市公共施設への太陽光発電設備等導入事業
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、市の公共施設に太陽光発電設備及び蓄電池をリース方式により導入するため、事業者をプロポーザル方式により公募するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業の名称

令和8年度上山市公共施設への太陽光発電設備等導入事業

(2) 目的

本事業は、リース方式により、公共施設への太陽光発電設備等の導入、運転管理及び維持管理等を行い、同施設の平常時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に災害時のエネルギーを確保することを目的とする。

なお、本業務は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を活用し、事業者に対して市から補助金（以下、「市補助金」という。）を交付して実施するものである。対象施設への設備の設置に対して、市から市補助金が交付されることを前提とし、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の要綱や実施要領、その他法令等の交付要件・規定に基づいた事業提案を行うこと。

(3) 事業実施の場所

「令和8年度上山市公共施設への太陽光発電設備等導入事業仕様書」（以下、「仕様書」という。）に記載のとおり。ただし、契約候補者として選定された参加者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

(4) 業務内容

別添仕様書のとおり

(5) 事業期間

別添仕様書のとおり

(6) 予定金額（提案上限額）

16,170,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

本事業は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の重点対策加速化事業の活用を前提として行う。同交付金相当額については、事業予定者に対し、上山市公共施設太陽光発電設備等導入補助金交付要綱に基づく補助金（補助金交付限度額4,000,000円）として、実施設計等に要した分と設置工事に要した分を2カ年に分けて交付することを

予定している。予定金額（提案上限額）は、同補助金を控除した積算である。また、補助金の年度ごとの交付限度額については次のとおりとする。

令和 8 年度交付限度額： 700,000 円

令和 9 年度交付限度額：3,300,000 円

※国からの同交付金の交付状況等によっては、変更が生じる場合がある。

なお、補助金の補助対象経費は、国実施要領別表第 1 に定めるとおりとし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

3 参加資格要件

プロポーザルへの参加を申し込む事業者（以下「参加表明事業者」という。）は、単独企業又は複数企業の構成員で構成される共同企業体のいずれかであって、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。ただし、企画提案日プレゼンテーションの日までに参加資格要件を満たさなくなったときはプロポーザルに参加することはできない。

(1) 共通する参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

ウ 法人等が国税、又は地方税を滞納していないこと。

エ 法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しないもの、又は拘禁刑以上の刑（執行猶予を含む。）に 処せられていないこと。

オ 法人等の役員、又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条各号に掲げる暴力団関係者、又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

カ 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。

キ 上山市指名競争入札参加者登録簿に登録されており、市の指名停止期間中でないこと。なお、上山市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者も企画提案書等を提出することができるが、契約を締結するまでの間に当該名簿に登録すること。

ク 当該事業に係る参加表明書提出時点において、本市又は山形県から指名停止等の措置を受けていないこと。

ケ 本事業に係る業務を十分に履行可能かつ、企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

コ 共同企業体で参加する場合は、共同企業体を構成するすべての企業が上記ア～ケの要件をすべて満たすこと。なお、実際にリース契約を行う予定となる事業者は、上山市指名競争入札参加者登録簿に「物品等」として登録されていること。

サ 過去 10 年間に、国又は地方自治体が発注したリース又は PPA 方式による公共施設等への太陽光発電設備等の導入実績（現在着手中の業務を含む）を有すること。

(共同企業体での参加の場合は、構成員のうち、最低でも1者が当該実績を有していること。)支店又は事業所等での参加の場合は、本店又は他支店等において太陽光発電設備導入事業を受注した実績を有している場合も可とする(本店又は支店等の当該実績に基づくノウハウ、知識・経験を本プロポーザルに参加する支店又は事業所等において共有可能な場合に限る。)

シ 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有するものを含めること。

- ・建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士
- ・電気事業法(昭和39年法律第170号)による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。その他、遵守すべき関連法令等に基づく有資格者が必要な場合は、その資格を有する者を体制の中を含めること。なお、工事を行う際には、必要となる有資格者により工事を行うこと。

ス 施工役割を担う者は、建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可を受けている者であること。

4 共同企業体で応募する場合の留意点

共同企業体として応募する場合は、次の事項に留意すること。

- (1) 共同企業体で応募する場合は、本市との連絡窓口となる代表者を選出するものとする。また、本事業についての構成員の役割を明確にし、代表者は本プロポーザルの提案に必要な諸手続きを行うものとする。
- (2) 共同企業体は、共同企業体協定書(任意様式)(以下、「協定書」という。)に基づき、本事業を共同で行うこと。
- (3) 共同企業体で応募する場合は、企画提案書及び協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本事業を適正に履行すること。
- (4) 一つの企業が同時に複数の共同企業体の構成員になることはできない。
- (5) 単独企業として応募する企業が、他の共同企業体の構成員になることはできない。

5 参加申込に関する事項

(1) 提出書類

- ア 参加表明書及び秘密保持誓約書(様式第1号)
- イ 事業者概要書(様式第2号)
- ウ 業務実績書(様式第3号)
- エ 誓約書(様式第4号)
- オ 参加資格に係る書類

以下の書類を添付すること。

- (ア) 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し
- (イ) 登記事項証明書、印鑑証明書
- (ウ) 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書の滞納がないことの証明書

※本市に事業所がある場合は、法人市民税及び固定資産税に未納がないことの証明書を添付すること。

※申込日から3か月前までの日以内に発行されたもの。複写可。

(2) 提出方法 持参または郵送 郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る

(3) 提出期限 令和8年6月22日(月) 17時 必着

(4) 参加資格の確認結果

令和8年6月24日(水)17時までに、プロポーザル参加資格審査結果通知書(様式第5号)により、書面及び電子メールで参加申込者に通知する。

また、提案資格があると認められた者に対し、令和7年度に実施した基本設計資料、施設の図面、構造計算書又は構造計算概要書、各施設の1年間の電力使用量の30分値、予定使用電力量、現在の電力契約の情報等を提供する。

6 施設見学に関する事項

(1) 見学可能期間

令和8年6月29日(月)から7月2日(木)まで

※9時30分から16時までの間で設定する。

(2) 見学可能な者

本市が参加資格を確認した参加申込者

(3) 見学の申込

施設見学を希望する場合は、令和8年6月22日(金)17時までに担当者へ電話又はEメールで申し込むものとする。

施設見学に当たっては、市政戦略課、施設担当課及び施設管理者の指示に従うこと。見学は、令和8年6月10日(水)から6月22日(金)までに申し込みがあった事業者ごとに調整し、詳細については、別途通知する。

なお、緊急の事態が発生した場合は、見学を中止する場合がある。

7 企画提案に関する事項

(1) 提出書類

ア プロポーザル技術提案書提出届(様式第6号)

イ 業務担当者一覧表(様式第7号)

ウ 業務提案書(A4用紙(両面印刷)とし、様式の番号順に一連のページ番号を付与すること。また、文字サイズは10.5ポイント以上とし、できる限り簡易な表現(図表・画像等を含む。)を用いて作成すること。)

(任意様式)

企画書の提出は1者1案とする。

エ 見積書(任意様式)

業務に要する直接人件費(技術者動員計画)、直接経費、旅費交通費及びその合計を業務内容毎に作成すること。なお、令和8年度上山市公共施設への太陽光発電設備等導入事業 経費等積算シートを使用した積算結果と整合をとること。

オ 電気主任技術者の資格証の写し(協力事業者が資格を有する場合。参加申し込み

の際に提出済の場合は提出を要しない。協力事業者を企画提案書の事業実施体制図に明示すること)

(2) 業務提案書の内容

仕様書の内容をふまえて、具体的な提案をするとともに業務の実施手順及び実施体制、業務スケジュールを記載し、「評価基準」の評価項目及び評価の視点に即した提案とすること。また、文字サイズは、図表を除いて10.5ポイント以上とする。

なお、作成の際は以下の内容を必ず含めて作成すること。

ア 事業の実施内容

(ア) 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

(イ) 太陽光発電設備容量

各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討すること。

(ウ) 蓄電池設備容量

各施設における想定設備容量（蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討すること。

(エ) 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

各施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討に当たっては、全施設合計の自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。

温室効果ガス排出削減量は、全施設における1年間の総量を算出すること。

なお、電力の二酸化炭素排出量係数は東北電力(株)の2024年度調整後排出係数である（R8.1.9環境省・経済産業省公表、R8.2.25一部更新公表）で定められている $0.421 \text{ kg-CO}_2 / \text{ kWh}$ を使用すること。

(オ) 設備設置仕様

太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む。）を記載すること。

想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐え得る構造であること。

(カ) 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・非常時・停電時のシステム構成図
- ・非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の可否等）

(キ) リース料金及び発電設備導入前後の電気料金参考見積

リース料金は契約ごとに事業期間中は均等払いとし、市が提示した予定金額（提案上限額を基に、上山市公共施設太陽光発電設備等導入補助金を活用した場合の料金を提案すること。

本事業の実施に係る総事業費、その内訳及び補助対象内外経費の額を示すこと。

(エ) で見込んだ電気の自家消費量に相当する電気料金の削減額を提案し、削減額の考え方、条件を付記すること。

リース期間が終了し、市が設備の無償譲渡を受けた後、10年間当該設備を運用することとした場合に、市が負担すべき保守、維持管理費用（機器の交換を含む。）の概算額について付記すること。

イ 事業実施体制

(ア) 事業実施体制図

(イ) 工事計画概要（設備導入工程表、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

(ウ) 上山市内企業又上山市近隣企業活用の提案（活用することができる場合に記載する。）

(エ) 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画遠隔監視の有無等）、実施体制

(オ) 代表事業者の経営状況（5年間）

賃借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等

(カ) 故障、緊急時の対応体制図

(キ) 事業期間中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

(ク) 事業実施に関する保証

設備の導入及び事業期間中において設定する全ての保証内容

(3) 提出期限

令和8年7月27日（月）17時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送により、担当に提出しなければならない。郵送による場合は、提出期限必着とし、持参による場合は、平日の午前8時30分から17時00分まで（ただし、12時00分から13時00分までは除く。）に提出するものとする。

(5) 提出部数

正本1部、副本9部（副本については複写可とする。）

ただし、参加表明書（様式第1号）については、正本1部、副本1部とする。

※業務提案書（正本・副本のそれぞれ）のデータ（PDF形式）を入れたCD-R又はDVD-R1枚を添付すること。

(6) 留意事項

参加表明事業者は、実施要領に基づき業務提案書等を作成すること。提出期限後の企画提案書の提出及び差し替えは認めない。また、採用された企画提案については、内容の一部変更を指示することがある。

なお、参加表明書の提出がない事業者からの企画提案は受け付けない。

8 プロポーザルの参加辞退

(1) 参加表明事業者は、いつでもプロポーザルの参加を辞退することができる。

(2) プロポーザルの辞退はプロポーザル参加辞退届（以下「辞退届」という。）（様式第8号）を担当に提出することにより行うものとする。

(3) 辞退届の提出方法は、持参又は郵送により、担当に提出しなければならない。

9 質問の受付及び回答

(1) 本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（様式第9号）により、令和8年6月16日（火）17時までに提出しなければならない。ただし、審査に支障を来す質問、評価基準及び他の参加事業者に関する質問は受け付けない。

(2) 業務提案書作成に係る質問の提出方法は、担当宛てにメールにて提出すること。電話等メール以外の手法での質問については、一切受け付けないものとする。

(3) 第1項に係る質問書を受け付けた場合、令和8年6月18日（木）までに、質問に対する回答を市ホームページ内で公表する。

なお、質問回答をもって、実施要領の補完、追加、修正及び解釈に関する補足等とする。

(4) メールの件名は「(質問) 令和8年度上山市公共施設への太陽光発電設備等導入事業」とすること。

10 契約候補者の選定

(1) 「上山市公共施設等再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務委託受託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、評価項目を基に当該プロポーザルによる審査を行い、契約候補者を選定する。

(2) 企画提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション審査を行い、選定委員会において評価が最も優れている参加者を第1優先契約候補者として選定する。（次点者も決定する。）

(3) 本プロポーザルに参加した他の参加者の情報、選定結果、評価点は公開しない。選定結果については、参加者全員に対し自己の結果のみ通知する。

11 プレゼンテーション及び審査の実施

(1) 提出された企画提案書をもとに、参加者によるプレゼンテーションを実施し、選定委員会において評価が最も優れている事業者を選定する。

(2) プレゼンテーションは、企画提案書を基に口頭説明を20分以内とし、その後質疑応答の時間を10分程度設ける。

(3) プレゼンテーションの実施時間及び会場等の詳細は、令和8年7月29日（水）までに、電子メールで通知する。なお、プレゼンテーションの順番は、原則として参加表明書の受付順とする。

(4) プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは本市で準備するが、パソコン等は提案者において準備する。

(5) プレゼンテーションの準備は開始時間までに行うものとし、開始時間が過ぎた場合は所要時間に含める。

(6) 提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは失格とする。

(7) 指定した時間に遅れる場合は失格とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(8) プレゼンテーションは、新型コロナウイルス感染症等の感染状況により、WEB 形式に変更する場合がある。この場合については、別途参加者にプレゼンテーションの実施方法を連絡する。

12 評価基準

評価項目及び評価内容は以下のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
企画提案	本市及び本事業への理解度	65
	本業務を確実に遂行できるスケジュールとなっているか	
	太陽光発電設備、蓄電池設備の容量及び導入コスト削減に対する工夫	
	設備の仕様・安全性の確保	
	太陽光発電設備による自家消費電力量及び二酸化炭素の削減量	
	設備設置に伴う施設及び施設周辺等への配慮	
	事業実施中のリスクに対する対応	
業務遂行能力	本業務と同種業務の受注実績	15
	業務実施体制（管理技術者の資格・実績等）	
地域貢献	施工及び維持管理等で、市内企業等の活用が期待できるか。（施工役割及び維持管理役割を担う企業について、所在地を明確にすること。）	10
リース料金	リース料金の合計額が予定金額（上限額）に対して安価か。	10
合計		100

13 実施スケジュール

本プロポーザルは、以下のスケジュールを基に実施するものとする。

項目	期 日
公募型プロポーザル公募開始 (ホームページ掲載)	令和8年6月10日(水)
本業務に関する質問の受付期限	令和8年6月16日(火) 17時
本業務に関する質問の回答	令和8年6月18日(木)
参加表明書申込並びに施設見学申し込み 期限	令和8年6月22日(月) 17時
参加資格審査結果決定通知	令和8年6月24日(水)
施設見学	令和8年6月29～7月2日までを予定。 (見学希望者へ別途通知。)
企画提案書類の提出期限	令和8年7月27日(月)

プレゼンテーション実施	令和8年7月31日（金）
審査結果通知（予定）	令和8年8月上旬
契約締結（予定）	令和8年8月中旬

14 審査結果の通知

- (1) 受託候補者となった参加表明事業者には、プロポーザル選定結果通知書（様式第10号）により通知する。
- (2) 受託候補者とならなかった参加表明事業者には、プロポーザル非選定結果通知書（様式第11号）により通知する。
- (3) 最優秀者及び次点者のみ市ホームページへ掲載する。
- (4) 審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。

15 業務委託契約

- (1) 審査結果に基づき選定した第1優先契約候補者と、提案に沿って契約内容について協議、調整を行った上で、随意契約により委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 参加者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その参加者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。
- (3) 契約書は契約候補者と協議のうえ、発注者が作成する。

16 次点者との交渉

受託事業者が委託契約を履行できない何らかの事由が発生した場合、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加表明事業者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託について交渉を行うことができる。

17 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。なお、契約候補者選定後であっても、提案内容に虚偽もしくは著しく齟齬がある等の理由により、参加資格要件や仕様等を満たさないと判断される場合にも同様に失格となる可能性がある。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 見積書の金額が提案上限額を超過した場合
- (6) その他、選定委員会が不適切と判断したとき。

18 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出等一切の経費は、参加者の負担とする。また提出書類は返

却しない。

- (2) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (3) 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は市に帰属する。
- (4) 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、
上山市情報公開条例（平成10年上山市条例第26号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (5) 採用となった企画提案書は、企画内容の一層の充実を図るため市と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。
- (6) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (7) このプロポーザルに参加した者は、この実施要領に同意したものとみなす。

(担当及び問合せ先)

上山市 市政戦略課 市政戦略係

住所 : 〒999-3192 山形県上山市河崎一丁目1番10号

電話 : 023-672-1111 (内線: 226)

FAX : 023-672-1112

E-mail : shisei@city.kaminoyama.yamagata.jp